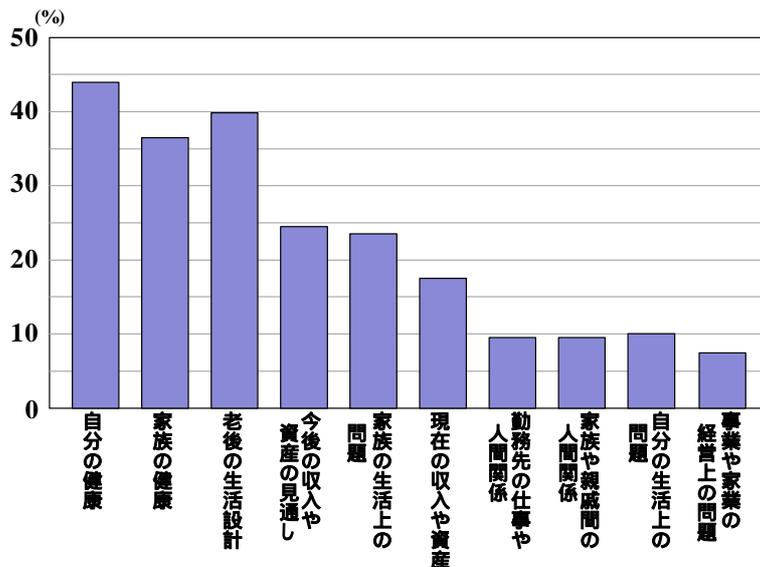


食品の安全性確保のための体制と 取組について

平成17年3月8日
食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭

食品に関するリスクコミュニケーション
(リスク分析の概念を踏まえた食品安全の取組や健康食品についての意見交換会)

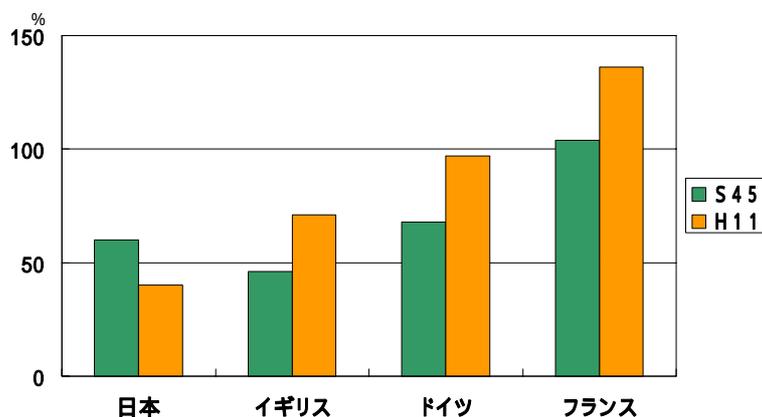
国民生活における関心事項の割合



食品の安全性への関心

- ◆ 食中毒や食品汚染
 - ・大腸菌O157
 - ・サルモネラ
 - ・BSE
 - ・ダイオキシン
- ◆ 大量生産
- ◆ グローバル化—輸入食品
- ◆ 新技術—組み換え食品
- ◆ 健康への関心の高まり
- ◆ 情報化社会

主要先進国の総合食料自給率(カロリーベース)



資料:農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」を基に試算

これまでの行政対応の問題点

「BSE問題に関する調査検討委員会報告」においては、

- 1) 危機意識の欠如と危機管理体制の欠落
- 2) 生産者優先・消費者保護軽視の行政
- 3) 政策決定過程の不透明な行政機構
- 4) 農林水産省と厚生労働省の連携不足
- 5) 専門家の意見を適切に反映しない行政
- 6) 情報公開の不徹底と消費者の理解不足

等がBSE問題にかかわる「行政対応の問題点」として指摘されている。

今後の食品安全行政のあり方について

- 消費者の健康保護を最優先に、食品安全行政にリスク分析手法を導入し、食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会を新たに設置
- 消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として食品安全基本法を制定

リスク分析

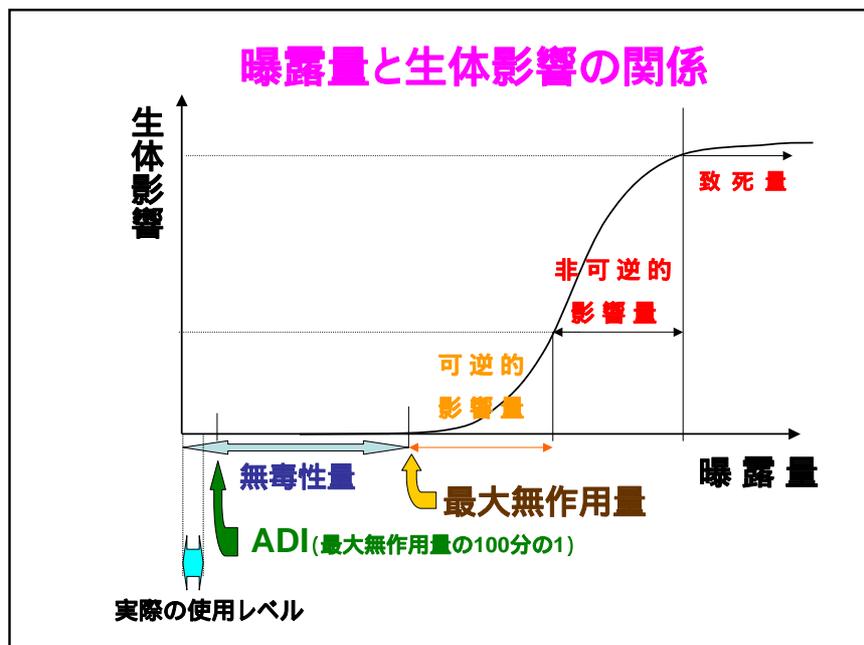
- ◆ **リスク** : 健康への悪影響が生じる確率とその影響の程度
- ◆ **リスク分析** : 健康への悪影響の発生を防止、または影響を最少に抑制することを目的として、以下の3つの要素からなる。
 - ・ リスクアセスメント
 - ・ リスクマネジメント
 - ・ リスクコミュニケーション

リスク分析手法の導入

- 事故の**未然防止**体制の強化
- 「**科学**」と「**行政**」の**分離**
- 政策決定過程の**透明化**
- 消費者への**正確な情報提供**

食品のリスクアセスメント

- 人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある**生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態**であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が**摂取されることにより人の健康に及ぼす影響**についての評価
- その時点において到達されている水準の**科学的知見**に基づいて、**客観的かつ中立公正**に実施

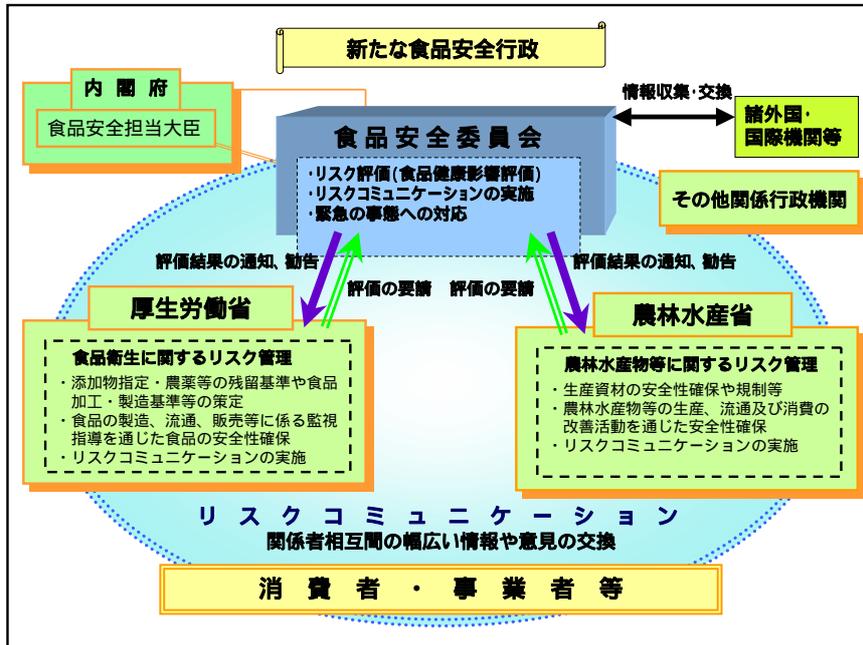


リスクマネジメント

- ◆ アセスメントの結果の検討
- ◆ 利用可能なマネジメント方法の選択と、適切な安全性基準の決定
 - ・リスクの程度
 - ・コスト - 利益
 - ・技術的実現性
 - ・安全基準の決定
- ◆ マネジメントの実施
- ◆ モニタリングと再評価
(健康の保護が最重要、透明性、説明責任)

リスクコミュニケーション

- ◆ 委員会の原則公開、議事録等のホームページへの掲載
- ◆ 食品健康影響評価等に対する国民からの意見、情報の募集
- ◆ 食品安全モニター会議：17回 (平成15年度、16年度実績 (予定を含む))
- ◆ 意見交換会：139回 (平成15年7月1日～平成17年2月10日)
- ◆ 食品安全委員会委員の各地での講演、意見交換会への参加：7回 (平成15年7月1日～平成16年7月5日)
- ◆ 消費者団体、食品関連事業者、地方公共団体等と委員との意見交換：19回 (平成15年7月1日～平成17年2月10日)
- ◆ リスクコミュニケーション担当者会議の実施：毎月2回程度
- ◆ ホームページ、パンフレット
- ◆ 食の安全ダイヤル



食品安全委員会の組織

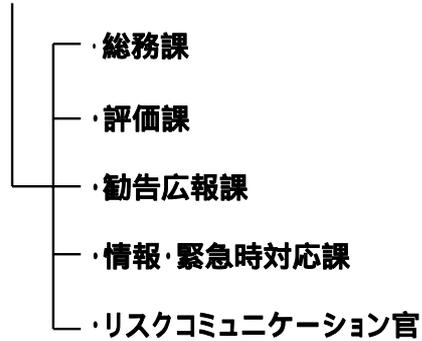
委員会

常勤4人 非常勤3人

・専門調査会

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 企画 | 8. 化学物質 |
| 2. リスクコミュニケーション | 9. 汚染物質 |
| 3. 緊急時対応 | 10. 微生物 |
| 4. 添加物 | 11. ウイルス |
| 5. 農薬 | 12. プリオン |
| 6. 動物用医薬品 | 13. かび毒・自然毒等 |
| 7. 器具・容器包装 | 14. 遺伝子組換え食品等 |
| | 15. 新開発食品 |
| | 16. 肥料・飼料等 |

・事務局(事務局長、次長、4課1官)



**食品健康影響評価の実施状況
(平成17年1月17日現在)**

専門調査会名	既要請品目	うち評価終了
農業	133	23
汚染物質	50	0
新開発食品等	50	30
添加物	38	25
動物用医薬品	44	31
遺伝子組換え食品等	24	6
肥料・飼料等	7	7
プリオン	8	5
その他	9	5
合計	363	132

専門調査会 (2003.7.1~2005.2.10)

◆ 合計開催回数: 185回

企画: 8回

リスクコミュニケーション: 12回

緊急時対応: 9回

添加物: 17回

汚染物質: 8回

遺伝子組換え食品等: 21回

動物用医薬品: 22回

微生物: 3回

新開発食品: 19回

農薬: 24回

ウイルス: 2回

肥料・飼料等: 11回

器具・容器包装: 6回

プリオン: 19回

かび毒・自然毒: 3回

化学物質: 1回

- ### ◆ 食品健康影響評価について
- 363品目の評価要請を受け、132品目について
評価結果を通知

規程の整備

- ◆ 食品安全委員会運営規程・専門調査会運営規程
会議・議事録: 公開
- ◆ 食品安全委員会における調査審議方法等について
利害関係者の出席・議決への制限
- ◆ 食品安全行政の円滑な推進のための規程
「食品安全基本法第21条第1項に規定する
基本的事項」
- ◆ リスク管理機関との連携・政策調整の強化について
食品安全行政に関する関係府省連絡会議の設置
- ◆ 緊急事態等への対応について
「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」及び
「食品安全委員会緊急時対応基本指針」の策定

遺伝子組換え食品の 安全性評価について

平成16年1月「遺伝子組換え食品(種子植物)の
安全性評価基準」のとりまとめ

- ・安全性を行おうとする遺伝子組換え食品について、既存の食品との比較の可否を判断
- ・組換えDNA技術によって種子植物に付加されることが予想されるすべての性質の変化について、個々の評価項目に基づき、その可能性を含めて人の健康に対する安全性を評価

本評価基準等に基づき、個別品目の安全性を評価

鳥インフルエンザの発生に伴う委員会の対応

1 「鶏肉や鶏卵を食べて人が感染することは考えられない」ことについて正確な情報発信

- ・鶏肉や鶏卵の安全性に関する考え方や分かりやすいQ & Aのホームページへの掲載
- ・4府省共同で「国民の皆様へ(鳥インフルエンザについて)」を都道府県を通じて周知

「万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスが付いていたとしても現在のところ、次の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することは考えられません。」

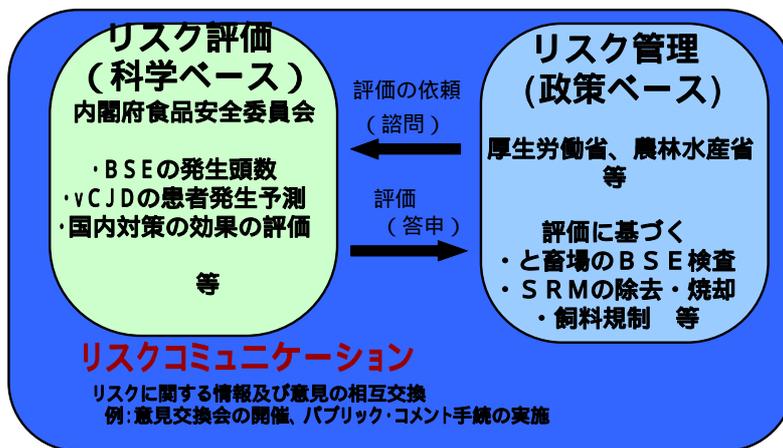
- ・このウイルスは酸に弱く、胃酸で死滅すると考えられること
- ・ウイルスが細胞に入り込むためには鍵と鍵穴の関係にある受容体の存在が必要ですが、人の受容体(鍵穴)は鶏のものとは異なっていること
- ・ウイルスは、通常の調理温度で容易に死滅し、加熱すればさらに安全であること

2 鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性についてのリスク評価の実施

リスク分析とBSE対策

リスク 健康への悪影響が生ずる確率と影響の程度

リスク分析 健康への悪影響の発生を防止・抑制する科学的手法



BSE発生頭数

世界23カ国、188,760頭発生(OIE報告2004年7月22日時点)

英国(183,880頭)、アイルランド(1,426頭)、

フランス(914頭)、ポルトガル(904頭)等

日本では、計11頭確認(現在14頭)

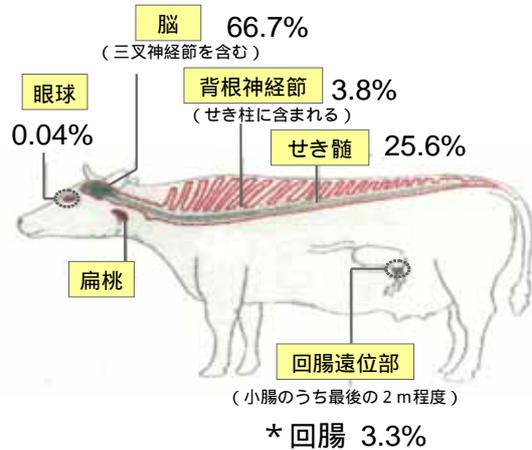
- 2001年9月に1例目

- その後
 - と畜場での検査(約350万頭)で、9頭(現在11頭)
 - 死亡牛・異常牛検査(約7万頭)で、1頭(現在2頭)

- 若齢牛

8例目(23ヶ月齢):非定型的なBSE } 異常プリオン蛋白質量が
9例目(21ヶ月齢) } その他の例と比較して
1/500~1/1000と微量

BSE発症牛体内の感染力価の分布

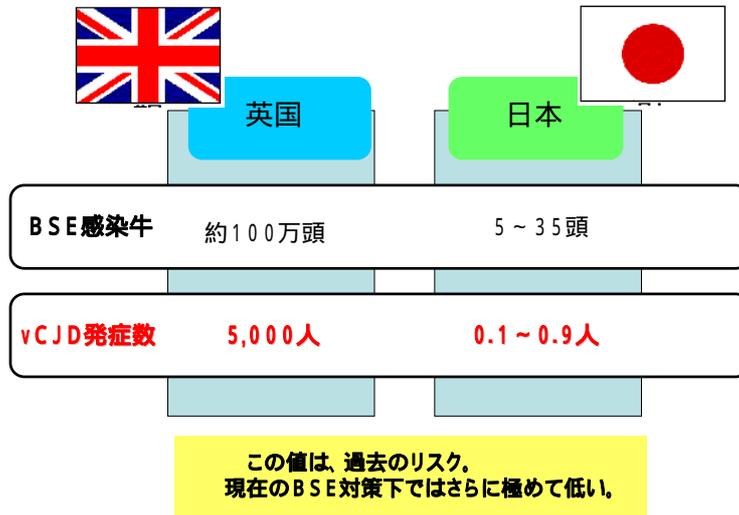


脳に2/3, 脊髄に1/4, その他の臓器1/12

vCJD患者発生数

- 全世界で168人(2005年2月2日時点)
 - 英国(153人)、フランス(9人)、イタリア(1人)、
 - アイルランド(2人*)、カナダ(1人*)、
 - 米国(1人*)、**日本(1人*)**
- * 英国滞在歴あり

日本人口に当てはめたvCJDの感染者発生リスク推計



BSE検査によるリスク低減と検査の限界 - 検出可能な月齢 -

- わかっているデータは断片的事実
 - ・英国における感染試験: 経口投与後32ヶ月頃に検出限界以上の異常プリオンたん白質が脳に蓄積、回腸は6~18ヵ月
 - ・日本のと畜場における約350万頭の牛の検査
9頭の感染牛確認
うち、若齢牛2例(21, 23ヶ月齢)
異常プリオンたん白質は微量(1/500~1/1000)
 - ・20ヶ月齢以下の感染牛を現在の検査で発見することは困難であると考えられる

SRM除去によるリスク低減

SRM(全ての牛の頭部、せき髄、回腸遠位部、背根神経節を含むせき柱)は食品禁止

SRMに異常プリオンたん白質の99%以上が集中

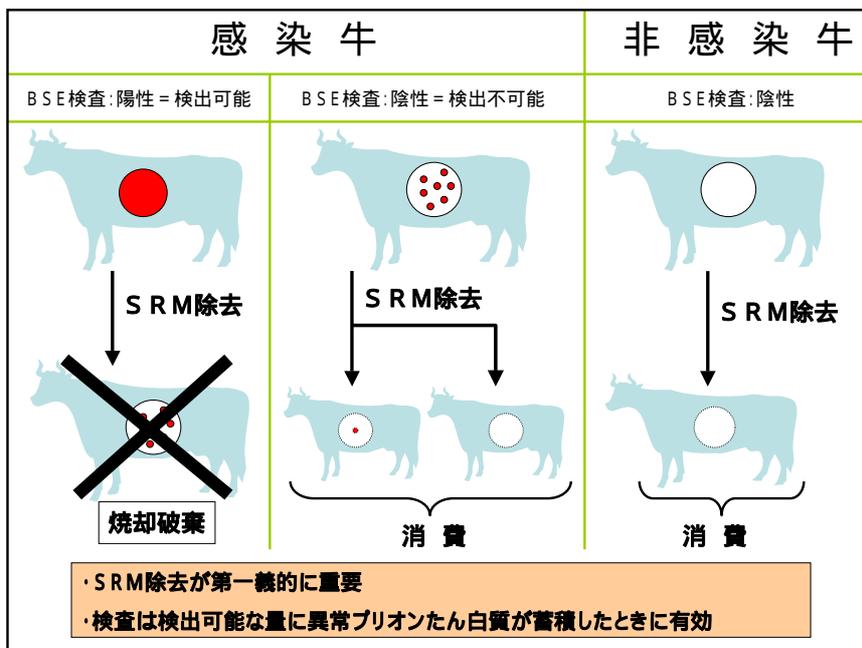


SRMを食物連鎖から排除できれば、
vCJDリスクのほとんどは低減される

しかし、と畜処理工程におけるせき髄の残存の可能性等もあり、常にSRM除去が完全に行われていると考えるのは現実的ではないと思われる。

また、SRM以外の組織に異常プリオンたん白質が蓄積する組織が全くないかどうかは、現時点で判断できない

(ごく微量が末梢神経から検出: 中間報告後)

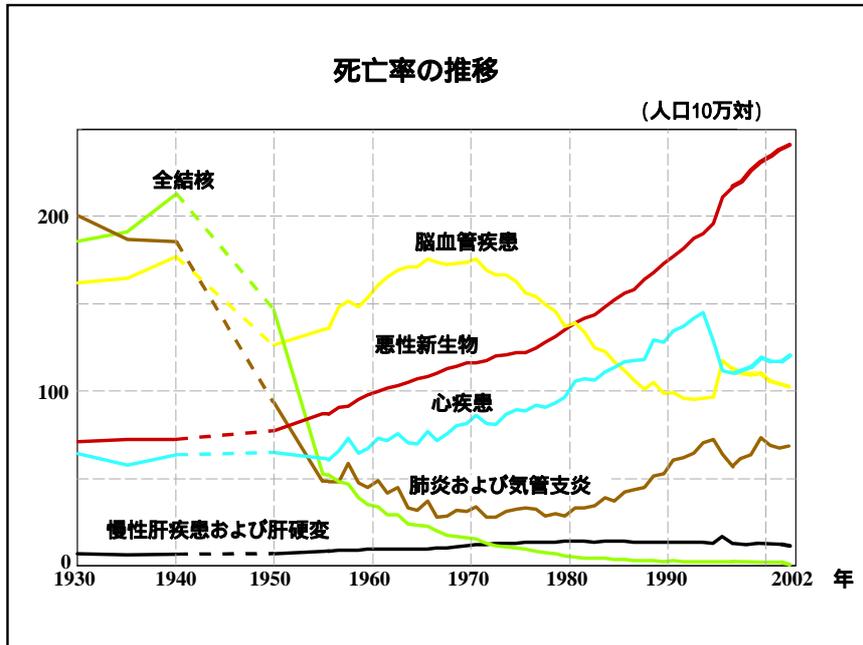


各国のと畜場におけるBSE検査体制

	日 本	米 国	E U
目 的	食肉検査	サーベイランス	サーベイランス / 食肉検査
健 康 牛	すべて	30ヶ月齢以上 2万頭	30ヶ月齢以上 (一部の国では 24ヶ月齢以上)
リスク牛 (歩行困難牛など)	すべて	今後1~1.5年 間に農場段階を 含め30ヶ月齢 以上の死亡牛等 のリスク牛20 ~27万頭を検 査	24ヶ月齢以上
備 考	農場段階におい て24ヶ月齢以 上の死亡牛につ いても検査		農場段階におい て24ヶ月齢以 上の死亡牛等の リスク牛につい ても検査

厚生労働省と農林水産省からの諮問 日本の牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し

- と畜場におけるBSE検査対象の牛の月齢の改正(0月齢を21月齢へ)
- 特定危険部位(SRM)除去の徹底
- 飼料規制の実効性確保の強化
- BSEに関する調査研究の推進



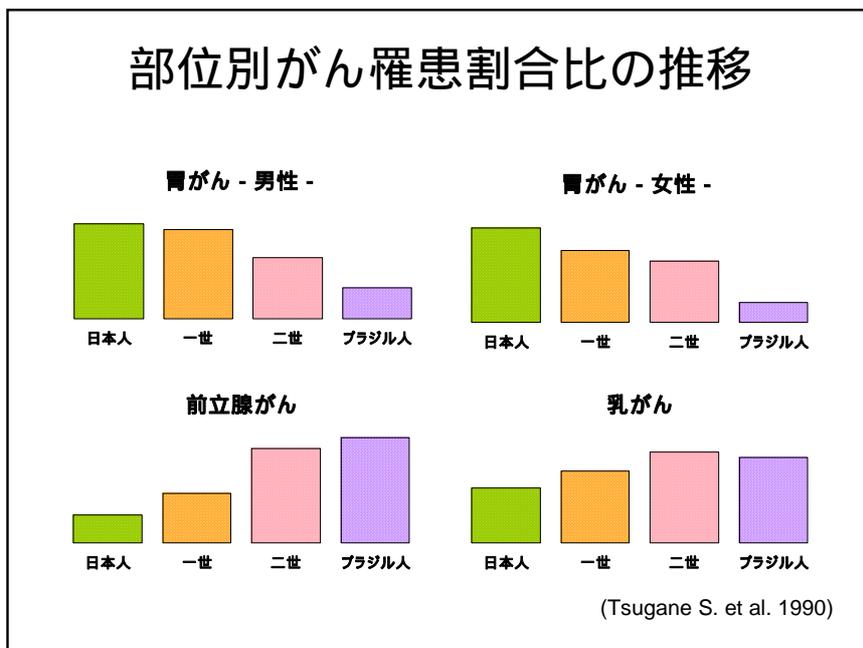
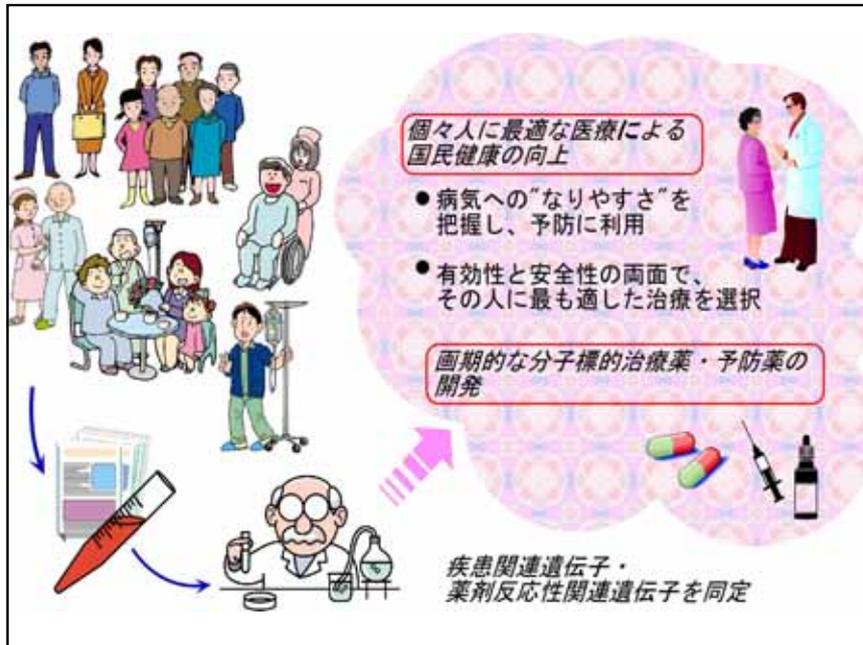
国の発達段階による疾病への上位10のリスク因子

リスク因子	発展途上国		先進国 (14億人)
	高死亡率数(23億人)	低死亡率数(24億人)	
低体重	14.9 *	3.1	...
不健全な性行為	10.2	...	0.8
非衛生的水・状態	5.5	1.7	...
固形燃料による 室内吸煙	3.7	1.9	...
亜鉛欠乏	3.2
鉄欠乏	3.1	1.8	0.7
ビタミンA欠乏	3.0
血圧	2.5	5.0	10.9
タバコ	2.0	4.0	12.2
コレステロール	1.9	2.1	7.6
アルコール	... **	6.2	9.2
肥満	...	2.7	7.4
果物・野菜の 低摂取	...	1.9	3.9
運動不足	3.3
不法薬剤

(Yach et al. JAMA,2004)

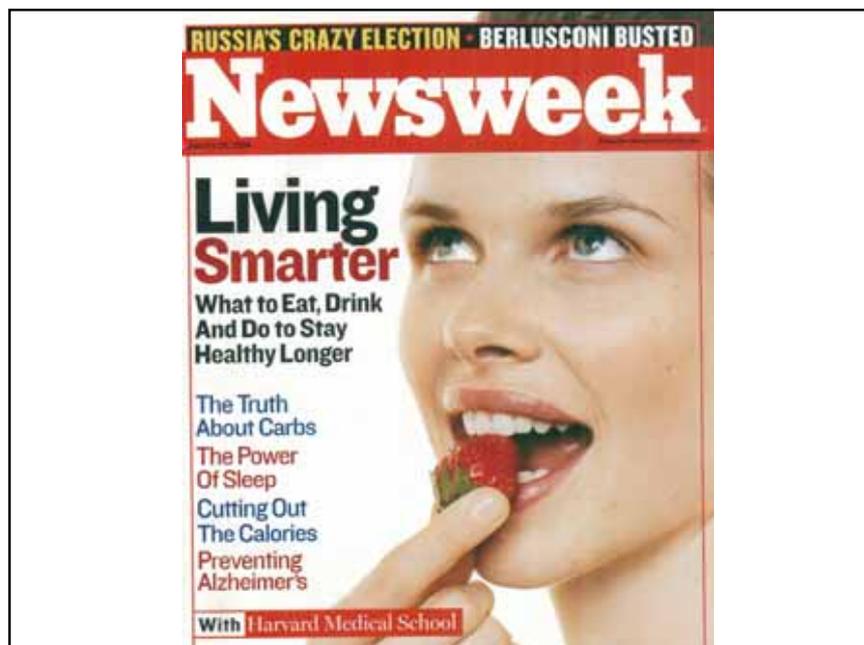
*死亡数に対する種々のリスク因子の役割(%)
**「...」は上位10位までのリスク因子には入っていないもの

1)先進国: ヨーロッパ諸国、米国、日本、オーストラリア等
2)低死亡率発展途上国: 中国、ブラジル、タイ等
3)高死亡率発展途上国: インド、ナイジェリア、マリ等

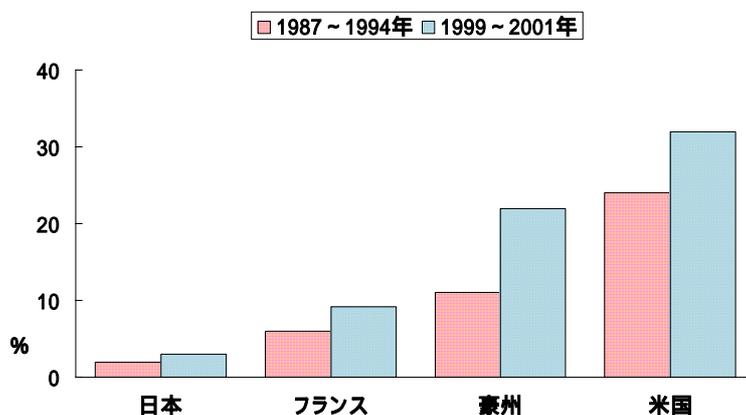


がんを防ぐための12カ条(1978年)と
生活習慣病予防のための食生活(1996年)

1. バランスのとれた栄養をとる
2. 毎日、変化のある食生活を
3. 食べすぎをさげ、脂肪はひかえめに
4. お酒はほどほどに
5. たばこは吸わないように
6. 食べものから適量のビタミンと繊維質のものを多くとる
7. 塩辛いものは少なめに、あまり熱いものはさましてから
8. 焦げた部分はさける
(8. カルシウムを十分とって丈夫な骨づくり)
9. かびの生えたものに注意
(9. 甘い物は程々に)
10. 日光に当たりすぎない
(なし)
11. 適度にスポーツをする
12. 体を清潔に
(なし)



主なOECD加盟国の肥満率

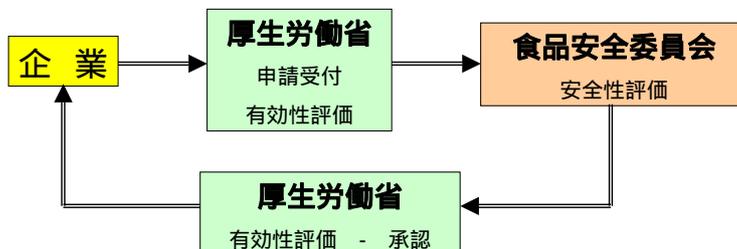


保健機能食品制度(改正後)

医薬品 (医薬部外品を含む)	保健機能食品		その他の食品 (いわゆる健康食品を含む)
	栄養機能食品	特定保健用食品	
		 条件付き特定保健用食品 	
規格基準型	個別許可型 (疾病リスク低減表示を含む。) 規格基準型		

特定機能食品の評価

平成17年2月1日～



特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方

- ◆ 食経験
- ◆ in vitro 及び動物を用いた in vivo 試験等
- ◆ ヒト試験

安全・安心

安全: 人とその共同体への損傷、ならびに人、組織、公共の所有物に損害がないと**客観的に**判断されること

安心: 個人の**主観的**な判断に大きく依存する。
安全 + 信頼 = 安心

「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会」
報告書より一部変更
(文部科学省2004年4月)

内閣府

食品安全委員会

🌐 ホームページ: <http://www.fsc.go.jp>

📞 TEL: 03 - 5251 - 9218

📠 FAX: 03 - 3591 - 2237

📞 「食の安全ダイヤル」: 03 - 5251 - 9220・9221

〒100-8989

東京都千代田区永田町2 - 13 - 10

ブルデンシャルタワー6F